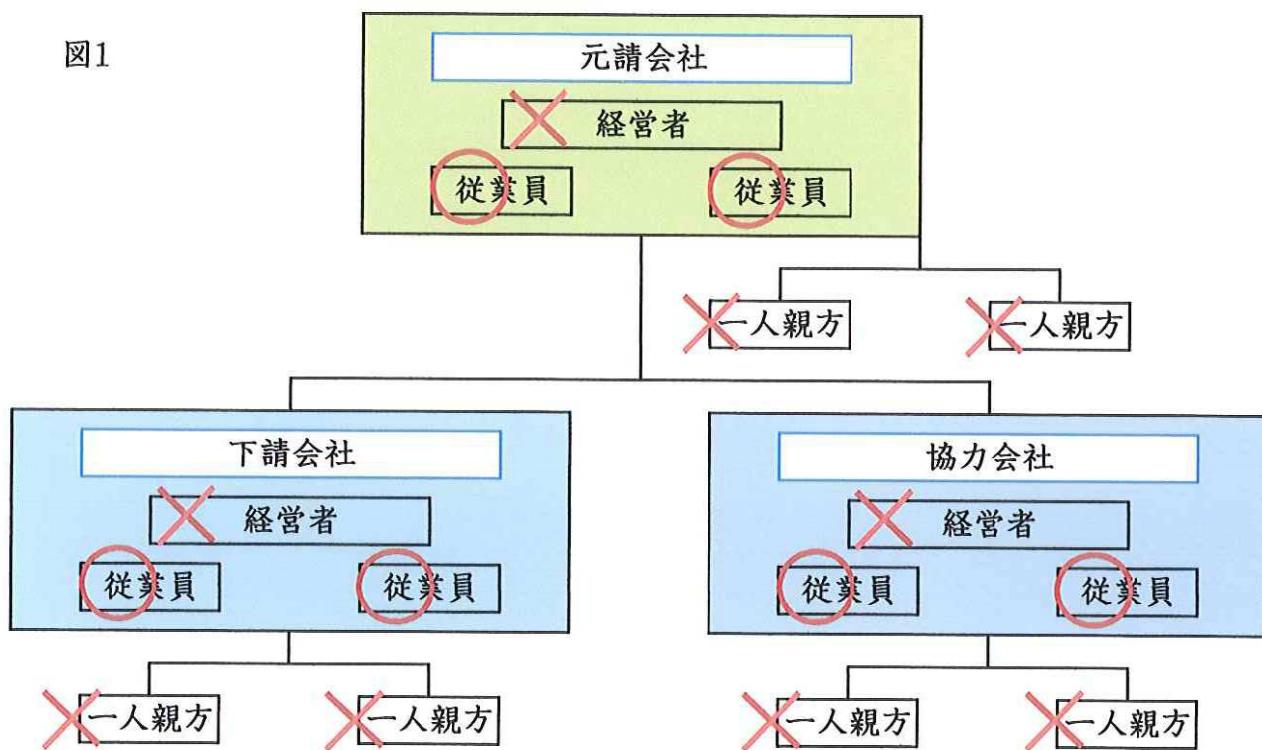


## 建設業の労災保険適用範囲

図1



### ゼネコンやハウスメーカーから加入指導を受けている一人親方へ

現場担当者から『労災保険特別加入していますか?』とか『労働保険加入証明書はありますか?』と問われることも少なくないと思います。

現在、ゼネコンやハウスメーカー、専門工事会社はじめ建設工事を行う会社で労災の特別加入を義務づけています。労災保険未加入者は仕事をさせてもらえないということです。

もちろん『民間保険ではダメ』なのです。それは、万が一現場で被災した時、皆さんとそのご家族の生活を支えられるのは国の労災保険以外にないと、それらの会社が判断しているからです。

### 万が一の時、家族の生活を考えると民間保険では不安がある

現場で被災した時の大きな問題の一つに経済的な問題があります。

けがの治療にかかる費用、働けなかった期間の生活費、亡くなったり障害が残った時の本人とご家族の生活費についてです。

民間保険では、いろいろな商品がありますが、いずれのプランにおいても給付額や給付日数に上限があります。高額な治療費用が必要だったり長期間働くことができなかった場合でも契約時に決められた給付日数や給付額を超えた給付は受けられません。その意味で民間保険は生活基盤を支える補償としては限界があります。

国の制度としての労災保険は、けがの治療費がどんなに高額になっても無料で診療を受けることができます。

労災保険を生活基盤保障とした上で補完的に民間保険を組み入れることが望ましいと思われます。